

2026 年 3 月 24 日

サステナビリティ基準委員会 御中

一般社団法人全国銀行協会

サステナビリティ開示実務対応基準公開草案第 1 号「温対法における SHK 制度の定める方法により測定し報告する温室効果ガス排出を用いて『気候基準』の定めに従う場合の測定及び開示（案）」に対する意見について

2026 年 1 月 22 日付で意見募集が開始されたサステナビリティ開示実務対応基準公開草案第 1 号について、別紙のとおり意見を提出いたしますので、何卒ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

以 上

サステナビリティ開示実務対応基準公開草案第1号「温対法における SHK 制度の定める方法により測定し報告する温室効果ガス排出を用いて『気候基準』の定めに従う場合の測定及び開示（案）」に対する意見について

#	設問	意見
1	本公開草案での提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由及び具体的な代替案をご記載ください。	—
2	適用時期等に関する提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由及び具体的な代替案をご記載ください。	—
3	その他、本公開草案に関して、ご意見がありましたら、ご記載ください。なお、本公開草案の定めに関するご意見の場合、どの項番号に関するご意見なのかを明確にご記載ください。	<p>今回の実務対応基準に準拠した開示を行う場合も含め、有価証券報告書において、SSBJ 基準に準拠した開示を行う場合の記載事例や作成に当たってのポイント・留意点等の充実を引き続き期待する。</p> <p>また、今後、サステナビリティ情報の第三者保証制度が開始され、金融商品取引法にもとづく SSBJ 基準に準拠した開示が保証制度と併存して運用されることから、企業および保証業務実施者の双方の実務が円滑に進むよう、SSBJ においても、関係機関との連携を通じて、必要に応じて実務ガイダンス等により整合的な運用が図られることを期待する。</p> <p>SSBJ 基準に準拠した開示における、SHK 制度を用いた温室効果ガス排出量の開示と、GHG プロトコルを用いた温室効果ガス排出量の開示（スコープ 1 およびスコープ 2）の整合性確保に向けた SSBJ の取組みを歓迎する。</p>

#	設問	意見
		<p>金融機関では、スコープ1およびスコープ2に加えて、投融資ポートフォリオに起因するスコープ3（カテゴリー15：ファイナンスド・エミッション）が重要視されており、将来的に SHK 制度のほか、PCAF（金融向け炭素会計パートナーシップ）が策定する基準との整合性がどのように図られていくかにも高い関心を有している。今後の基準開発においても、金融機関を含む関係者との対話を継続いただきたい。</p>

以 上